

協議第 3 号関係

説 明 資 料

合併協定基本 4 項目について

地方自治法（抄）

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 （略）

合併に関する協議が終了したときは、それぞれの市町村の議会の議決を経て、知事に対し合併の申請（地方自治法第 7 条第 1 項）を行います。申請書の記載事項として合併協定基本 4 項目があり、その基本的な考え方は以下のとおりです。

（ 1 ）合併の方式

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項で「市町村の合併とは、2 以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き（新設合併）または市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの（編入合併）をいう」と定めており、合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」の 2 つの方式があります。

（ 2 ）合併の期日

合併に係る協議を始めてから総務大臣の告示により最終的に合併の効力が発生することになるまでには、新市建設計画の作成や合併に関する様々な協議事項の決定、合併市町村における住民間の合意形成、あるいは合併市町村の議会や県議会の議決等、かなりの時間を必要とします。

このことから、新市への事務事業の移行や引継ぎ等に支障のない時期を選ぶなど、合併の時期については、ある程度の余裕をもって慎重に決定する必要があります。

また、合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく即日決算であることから、例えば 4 月 1 日に新市町村を発足させるような合併期日を設定した場合には、納入・支払いが集中する年度末と

重なり伝票整理や決算処理等の事務処理に混乱をきたす恐れがあることなども具体的な期日を設定する際には考慮する必要があります。

なお、合併の施行期日が平成17年4月1日以降となる場合は、現行合併特例法の適用がなくなることには留意する必要があります。

(3) 新市の名称

新設合併の場合には、新市の名称を決める必要があります。名称は自由に決められることから、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものも多かったようですが、最近はその地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも読みやすく、覚えやすい名称を採用するケースが多いようです。

編入合併に伴い市の名称を変更する場合には、地方自治法第3条第3項の規定により、条例で名称を定めて知事と協議する必要があります。

(4) 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、条例で定めることとされているため（地方自治法第4条第1項）、新設合併の場合、合併市町村の事務所の位置は新たに条例でこれを定めなければなりません。あらかじめ合併協議会の場で協議しておく必要があります。

事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情や他の官公署との関係等について考慮する必要があります。（地方自治法第4条第2項）

「新設合併」と「編入合併」の相違

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併前の市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は消滅する。
市町村の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村はすべて廃されるため、新たな名称を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに定めることができる。
事務所の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の全ての地域内から住民の利便性等を考慮し、新たに事務所の位置を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併により誕生した市町村が引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する市町村が引き継ぐ。
首長の身分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併前の市町村の法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する市町村の首長は変わらず、編入される市町村の首長はすべて身分を失う。

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
<p>議会議員の定数及び任期の取扱い</p>	<p>《原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村の議員は、市町村の廃止とともにその身分を失う。 ・地方自治法に定められた議員の定数に基づき選挙を行う。任期は、選挙の日から4年間となる。 <p>《特例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) <p>合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度)</p>	<p>《原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編入をする市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員は身分を失う。(ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法で定められた議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) ・任期は、編入する市町村の議員の残任期間となる。 <p>《特例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度) <p>合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	<p>《原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p>《特例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人から80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p>《原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の議員は、そのまま在任する。 <p>《特例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の特別職は市町村の法人格消滅によりその身分を失い、新しい市町村において新たに選出される。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の特別職は身分に変更なく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。
建設計画	<ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

先進事例

[新設合併]

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
東京都	西東京市	新設	H13. 1. 21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

[編入合併]

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13. 11. 15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14. 11. 1	つくば市、荳崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村

*平成 11 年から、平成 15 年 4 月 1 日まで

先進地事例（合併の方式に係る調整内容）

【新設合併】

協 議 会 名	調 整 内 容	提出日付	確認日付
南宇和合併協議会	南宇和郡内海村、同郡御庄町、同郡城辺町、同郡一本松町及び同郡西海町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。	H13.10.26	H13.10.26
河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村合併協議会	河口湖町、勝山村、足和田村及び上九一色村を廃し、その区域（上九一色村については、精進、本栖及び富士ヶ峰地区）をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。	H14. 8.22	H15. 3.27
佐渡市町村合併協議会	両津市、相川町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	H15. 1.27	H15. 2. 5

【編入合併】

協 議 会 名	調 整 内 容	提出日付	確認日付
尾道市・御調町・向島町合併協議会	御調郡御調町及び御調郡向島町を廃し、その区域を尾道市に編入する編入合併とする。	H15. 6. 5	H15. 7.16
岐阜広域合併協議会	合併の方式は、羽島市、柳津町、笠松町及び北方町を廃し、その区域を岐阜市に編入する編入合併とする。ただし、各市町のまちづくりの歩みを尊重し、その文化や伝統を守り、地域の個性を担保する、限りなく新設に近い合併となるよう配慮するものとする。	H15. 5.29	H15. 5.29
津山地域合併協議会	苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡中央町及び同郡久米町を廃し、その区域を津山市に編入する編入合併とする。	H15. 4. 4	H15. 5.27